



## 子どもの権利条例市民モニター会議 ～市民モニターは、条例を推進していく役割の人～



### ●泉南市子どもの権利に関する条例第16条3項に定められている市民モニター会議

泉南市は、子どもの権利に関する条例に基づき、「子どもにやさしいまち」をめざしています。条例第16条3項では、市民の方から「子どもにやさしいまち」になっているかどうかの意見を聞くために、「市民モニター制度」を定めています。令和元年度の第1回モニター会議は8月2日に開催され、大人モニター4名、子どもモニター（中学生）5名が参加しました。

### ●子どもの権利ランキング

午前中は、「子どもの権利条約」について学び、グループごとに7つの権利についてのランキングを行いました。皆さんも下記の権利について、より重要だと考える順に、順位を付けてみてください。

(第2条)	誰からも差別されない権利
(第6条)	生きること、成長することができる権利
(第12条)	自分の意見を正直に言うことができる権利
(第24条)	病気やけがの治療を受けられる権利
(第28条)	学校へ行って学習する権利
(第31条)	友達と楽しく遊ぶことができる権利
(第38条)	戦場へ行かなくてもよい権利

いかがでしょうか？モニター会議では、命が大切だからという理由で、6条→24条→38条→28条→2条→12条→31条の順位となりました。

### ●子どもの参加が認められていること

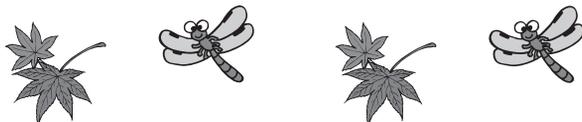
午後は、家庭や学校、地域で子どもの参加が認められている事は何か、意見を言ったり、聞いてもらえたりしているか等について話し合いました。

中学校では、クラブ活動を選択したり、担任の先生に話を聞いてもらう時間があったり、ご意見箱のような箱へ意見を投書すること



とができますとのことでした。ただし、修学旅行の行先や服装、髪飾り等は自由ではないということでした。家庭でお風呂に入る時間も自分の都合だけでは決められないという話も出ました。

「子どもの参加」については、異なる意見が出た際に、人と人が対話することが大切だということ、最後に確認しました。次回のモニター会議は12月26日(木)です。



【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務局  
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /  
e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)